

年金記録の回復

～年金事務所で迅速に記録を回復できる基準が新たに追加されました～
次の基準に当てはまる方は、年金記録確認第三者委員会で審議することなく、年金事務所の調査で記録を回復できます。

1. 厚生年金 ～標準報酬月額の変動の疑い～

- 6ヶ月以上さかのぼって標準報酬月額が大きく引き下げられている記録が事実と反していると疑われるなどの条件を満たす場合

2. 厚生年金 ～脱退手当金の誤った支給記録～

- 昭和49年まで発行されていた厚生年金の被保険者証に、脱退手当金を支給した表示(脱)がないなどの条件を満たす場合。
- 脱退手当金の支給日より前にその計算基礎にされていない厚生年金の期間があるなどの条件を満たす場合

3. 国民年金 ～2年以下の記録もれ～

- 保険料納付記録がもれていると思われる期間が2年以下であって、その他の機関は納付済みであるなどの一定の条件を満たす場合

☆ このほかにも、確定申告書の控えが残っている場合や、お勤めの事業所が廃止された後に厚生年金の加入記録がさかのぼって変更されている場合などの回復基準があります。

～平成22年4月30日より「遅延加算法」が施行されました～

年金記録の回復に伴って、年金(時効特例給付)が支払われた方に**物価上昇分の加算金(遅延加算金)**が支払われます。

・趣旨・

- 年金時効特例法(平成19年7月施行)により、年金記録の回復に伴って年金(過去5年よりも以前の分)をさかのぼってお支払しています。
- 今回の遅延加算法は、当時の年金(時効特例給付)が現在価値に見合う額になるよう、物価上昇相当分を遅延加算金としてお支払いするものです。

・対象となる方・

平成21年4月30日(遅延加算法の公布日の前日)以前に時効特例給付が支払われた方

請求手続きが必要となります。

※平成22年4月30日から5年以内にご請求ください。

平成21年5月1日(遅延加算法の公布日)以降に時効特例給付が支払われた方、または、これから支払われる方

請求手続きは不要です。

※自動的に手続きが行われ、支払われます。

☆一定の条件を満たすご遺族の方も遅延加算金のお支払いの対象となります。

・遅延加算金の額・

- 年金記録の回復により支払われた年金(時効特例給付)の物価上昇相当分が加算金の額となり、時効特例給付の額や年金の受給を開始された年などによって異なります。

・請求手続・

- 請求が必要な方には、あらかじめ必要な事項が印字されたダイレクトメールが順次発送される事となっていますが、今すぐ手続きを行うこともできますので、年金事務所にご相談いただいたうえで、必要書類を提出してください。

・詐欺にご注意・

- 年金事務所の職員を装って「遅延加算金をお支払いします」とだまし、お金を振り込ませる詐欺事件にご注意ください。
 - ・遅延加算金をATMでお支払いすることは絶対にありません。
 - ・携帯電話を持ってATMへと言われたら遅延加算金詐欺です。
 - ・相手の言った番号をうろみにせず、電話帳などで電話番号を確認して関係機関に問い合わせましょう。

詳しくは、稚内年金事務所(電話0162-32-1941)または役場町民課保健福祉グループ(電話5-1115 内線160)にお問い合わせください。

ご存知ですか?「国民年金基金」

国民年金基金は、自営業の方やフリーランスの方など国民年金の第1号被保険者で保険料を納めている60歳未満の方が加入できる国民年金の上乗せ年金として創設された公的な年金制度です。

詳しくは、北海道国民年金基金(フリーダイヤル0120-65-4192)までお問い合わせください。